

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人三鷹市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員に対して職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、常勤役員が職員を兼ねる場合は、職員給与規程を適用し、本規程は適用しないものとする。

2 センターは、正特会員以外から選任された役員（以下「外部役員」という。）に対して報酬を支給することができる。

3 前項に定めるもののほか、非常勤役員には、報酬等を支給しない。

4 役員には費用を支払う。

(個人番号の提供)

第3条の2 役員は報酬等にかかる事務のためセンターから個人番号の提供を求められた場合は、これに協力するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員及び外部役員の報酬等総額は別表1「常勤役員等の報酬等年度総額」に定める金額の範囲内とする。

2 常勤役員の報酬等は、月額報酬及び賞与として理事会の承認を得て決定した額とする。

3 外部役員の報酬は、職務執行回数に別表2「外部役員の1回あたり報酬額」の範囲内で、理事会の承認を得て決定した1回あたりの報酬額を乗じて得た額とし、月毎に算定する。

4 前項の算定において、同一日に二つ以上の職務に当たった場合は、一

つの職務として算定する。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は職員給与規程等の規定を準用するものとする。

2 外部役員の報酬は、月毎に算定した後、速やかに支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任時又は退任時の報酬)

第6条の2 常勤役員が月の初日以外の日において新たに就任したときの当月分の報酬は、就任日からの日割り計算による額を支給するものとする。また、常勤役員が月の末日以外の日において退任もしくは解任された場合は、その日までの日割り計算による当月分の報酬を支給し、その後の報酬は支給しない。

2 前項にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

2 通勤費の支払方法は、職員給与規程等の規定を準用する。

(費用)

第8条 センターは役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用の額については、旅費規程等に定める金額とし、同規程等に定めがない費用については実費とする。

(支給基準の公表)

第9条 センターは、この規程をもって、認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

別表 1 「常勤役員等の報酬等年度総額」

常勤役員 1 人あたり	650 万円以内
外部役員 1 人あたり	30 万円以内

別表 2 「外部役員 1 回あたりの報酬額」

1 回あたり	1 万円以内
--------	--------